

1 審査会の結論

実施機関の行った不存在決定は、妥当と判断する。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書不存在決定の取り消しを求める。

公文書公開請求日：平成28年6月11日（平成28年6月13日受付）

請 求 内 容：市のホームページに公表されている平成27年度分の政務活動費の執行状況には、会派ごとの自己負担額（清風クラブ143,190円、心風会22,922円、無会派21,574円）と公表されているが、自己負担している清風クラブ、心風会の当該議員名及び入金の会計処理をした自己負担を証明する公文書の公開を求める。

実施機関の処分：平成28年6月24日付け名議第204号（不存在決定）

3 実施機関の説明趣旨

実施機関の説明は、政務活動費については、議員の政務活動に議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として市から議会会派に対して交付するものであるが、条例で定めた交付額を超えて交付することはなく、不足が生じたとしても会派において負担しており、条例に基づいて会派から提出を求める収支報告書では、超過分についての記載を求めていること。また、収支報告書は、会派に対して提出を義務づけているものであることから、収支報告書において会派所属議員ごとの支出内訳は提出されていないこと。

以上の理由により、支出超過分の支出状況に関する公文書は不存在というものである。

4 審査請求理由

実施機関は、該当文書は存在しないとしているが、自己負担した議員名をなぜ市民に公表しないのか。党派ごとに報告されている支出内訳は、領収書又はこれに準ずる書類の金額を集計せずに議員の自己負担額を算出することができないことは明白である。また、各党派の経理責任者は、規定に準じて領収書又はこれに準ずる書類を添付して収支報告書を作成し、提出されていることも明白である。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

当審査会が実施機関に聴取により事実確認を行ったところ、請求人に対する公文書不存在決定通知書の不存在の理由においても示されているとおり、公文書公開請求のうち、超過支出となった議員名の公表については、政務活動費は、政務活動費の交付に関する条例に基づき、党派が行う調査研究、研修、広報等に要する経費を対象として、党派に対して交付していることから、政務活動費収支報告書は党派から提出することとしているので、個々の議員からの提出を求めておらず、議員単位で自己負担していることを証する公文書は存在しないことを確認した。また、政務活動費の交付額を超えて支出している部分の自己負担を証明する公文書の有無については、各党派で設定された経理責任者において領収書等の集計事務を含む経理を行っており、政務活動費交付金の収支報告書の対象となる領収書等の関係書類及び関連する関係書類等を区別して提出することを求めていないため、自己負担のみを対象とした公文書は存在しないことを確認した。

これらの点の確認により、不存在決定は妥当と判断する。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 7月28日	諮問書受理
平成28年 8月29日	第70回名張市情報公開審査会 審査
平成28年11月17日	答申

7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	辻 陽	近畿大学法学部 教授
委 員	岩 崎 かほり	弁護士
委 員	國 富 静 代	名張市人権擁護委員
委 員	桑 原 史 憲	西日本電信電話株式会社三重支店ビジネス営業部長